

「子ども110番の家」の協力について

1 趣旨

子どもが登下校時等に不審者に遭遇したり、露出、痴漢、暴行、恐喝等の被害にあったり、あいさうな時に救いを求めている子どもを保護し、緊急回避所として安全を確保し、関係機関への通報をしていただく制度です。

2 協力者へのお願いについて

- ・ 「子ども110番の家」のプレートを道路に面した場所等の分かりやすい場所へ掲示してください。
- ・ 子どもが救いを求めてきた時には、保護し、関係機関への通報をお願いします。不審者、変質者、露出、痴漢、暴行、恐喝等の犯罪被害(犯罪の恐れのある被害を含む)については直ちに警察(110番)への通報をお願いします。
- ・ 緊急を要しない場合は学校または青少年センターへ連絡をお願いします。

※詳しくは、警察庁「子ども110番の家・地域で守る子どもの安全対応マニュアル」を参照ください。

3 お願いするにあたっての配慮事項

- ・ 看板の設置だけでも犯罪抑止効果がありますが、なるべく登下校時間帯に、子どもの回避に対応できる成人が在宅していただけるようお願いします。
 - ・ 集合住宅の場合は原則として管理事務所、1階の御家庭等をお願いします。
 - ・ なるべく長期間にわたり御協力いただきたいと思います。
- 転居等の都合により、継続が難しい場合は御連絡ください。

4 「子ども110番の家」協力者災害補償保険について

- ・ 習志野市長が契約者となり、青少年センターが名簿を管理しています。転居等の都合により継続を終了する際は、青少年センターまで連絡をお願いします。
- ・ 万が一事故が発生した場合は、警察等の事故証明書を添付して、速やかに青少年センターに連絡してください。

問い合わせ

習志野市青少年センター

電話：452-0919

FAX：453-9384